（別紙２）

収益納付に係る報告書

事業者名

　香川県物価高騰等を乗り越える事業者を応援する総合補助金に係る補助事業に関し、補助事業の実施期間内における収益状況等について、香川県物価高騰等を乗り越える事業者を応援する総合補助金交付要綱第22条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果**（有又は無に○印）**

１　補助事業の実施期間内に売上（収入）が発生　　　　　有　　　無

２　産業財産権等の譲渡又は実施権の設定（※１）　　　 有　　　無

３　その他補助事業の実施により発生した収益（※２）　 有　　　無

（※１）補助事業の実施期間内に産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権等）を出願、所得、譲渡及び実施権の設定をした場合は「有」に○印

（※２）機械装置を新たに導入し、古い機械を第三者の業者に下取りに出したことにより発生した収益など

（新たな機械を購入する業者への下取りで、下取り額が購入代金から差し引きされている場合を除く。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 補助金額（A） | 補助対象経費合計（B） | 補助事業に係る売上額（C） | 補助事業に係る収益額（D） | 控除額（E） | 納付額（F） |
|  |  |  |  |  |  |  |

【注意事項】

（１）上記１～３においてすべて「無」の場合には、上記の表への記載は不要。

（２）「補助金額（Ａ）」は、「（別紙１）７．補助対象事業の収支決算について（支出の部）（４）補助金額」に記載の額をいう。

（３）「補助対象経費合計（Ｂ）」とは、「（別紙１）７．補助対象事業の収支決算について（支出の部）（１）補助対象経費合計」に記載の額をいう。

（４）「補助事業に係る売上額（Ｃ）」とは、補助事業の実施期間における当該事業の売上額をいう。

（５）「補助事業に係る収益額（Ｄ）」とは、「補助事業に係る売上額（Ｃ）」から、同売上額を得るのに要した額（補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等）を差し引いた額をいう。

　なお、「補助事業に係る収益額（Ｄ）」がゼロ又はマイナスの場合には、（Ｄ）にゼロと記載する。

（６）「控除額（Ｅ）」とは、「補助対象経費合計（Ｂ）」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額」をいう。　控除額（Ｅ）＝補助対象経費合計（Ｂ）－補助金額（Ａ）

（７）「納付額（Ｆ）」＝（「補助事業に係る収益額（Ｄ）」－「控除額（Ｅ）」）

×（「補助金額（Ａ）」／「補助対象経費合計（Ｂ）」）＊円未満切上げ

（注）補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。